

観光振興・新石垣空港建設促進特別委員
会記録

<第2号>

平成22年第2回沖縄県議会（6月定例会）

平成22年7月7日（水曜日）

沖 縄 県 議 会

観光振興・新石垣空港建設促進特別委員会記録〈第2号〉

開会の日時

年月日 平成22年7月7日 水曜日
開 会 午前10時4分
散 会 午前11時4分

場 所

第5委員会室

議 題

- 1 陳情平成21年第75号、同第136号、同第141号及び陳情第44号
- 2 観光の振興及び新石垣空港の建設促進並びにこれらに関連する諸問題の調査及び対策の樹立（新石垣空港の整備事業の進捗状況について）
- 3 閉会中継続審査（調査）について

出 席 委 員

| | | |
|---------|---------|----|
| 委 員 長 | 比 嘉 京 子 | さん |
| 副 委 員 長 | 辻 野 ヒロ子 | さん |
| 委 員 | 座喜味 一 幸 | 君 |
| 委 員 | 新 垣 良 俊 | 君 |
| 委 員 | 嶺 井 光 | 君 |
| 委 員 | 仲宗根 悟 | 君 |
| 委 員 | 高 嶺 善 伸 | 君 |
| 委 員 | 玉 城 ノブ子 | さん |
| 委 員 | 金 城 勉 | 君 |
| 委 員 | 平 良 昭 一 | 君 |

委員 新垣安弘君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

| | |
|----------|--------|
| 観光商工部長 | 勝目和夫君 |
| 観光企画課長 | 下地芳郎君 |
| 土木建築部長 | 仲田文昭君 |
| 新石垣空港統括監 | 栄野川盛信君 |
| 新石垣空港課長 | 神村美州君 |

○比嘉京子委員長 ただいまから、観光振興・新石垣空港建設促進特別委員会を開会いたします。

陳情平成21年第75号外3件、本委員会付議事件観光の振興及び新石垣空港の建設促進並びにこれらに関連する諸問題の調査及び対策の樹立に係る新石垣空港整備事業の進捗状況について及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として、観光商工部長及び土木建築部長の出席を求めております。

まず初めに、観光商工部関係の陳情平成21年第136号外2件の審査を行います。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

ただいまの陳情について、観光商工部長の説明を求めます。

勝目和夫観光商工部長。

○**勝目和夫観光商工部長** 観光商工部関係の陳情につきまして、その処理方針を御説明いたします。

お手元に配付しております処理方針の目次をごらんください。

観光商工部関係は、継続3件となっております。

継続案件の陳情平成21年第136号、同第141号及び陳情第44号については前回と状況が変わっておりませんので、説明を省略させていただきます。

以上が、観光商工部関係の陳情に係る処理方針であります。

よろしく願いいたします。

○**比嘉京子委員長** 観光商工部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

高嶺善伸委員。

○**高嶺善伸委員** 委員長、継続審査の陳情ではなく、所管事項ですので観光政策について質疑していいですか。

○**比嘉京子委員長** 陳情の審査ですので、陳情に沿った質疑をお願いします。

高嶺善伸委員。

○**高嶺善伸委員** 陳情第44号関連でお聞きしたいと思います。このカジノエンターテインメントの考え方ですけれども、例えば県立郷土劇場が廃館ということになって、芸能の愛好家などは常設して沖縄の芝居とか、踊りとか、あるいは後継者の育成、特に県の無形文化財の保持者もいるし、県民にはもとより観光客に常設して芸能を見せる機会をつくりたいという意気込みを持って県議会に陳情が出ているのですよ。だから、新たなカジノという考え方も一つの政策かもしれないけれども、やはり他都道府県、あるいはまた国際的にも競争力、特異性が一番突出している沖縄の芸能をエンターテインメントとしてこれまで提供してきたけれども、この拠点がなくなることによって、観光商工部としてはどのような危機感を持っているのか。また、今後どのように対応して、カジノ導入以前にまだやるべきことがあるのではないかという観点から、ちょっと考え方をお聞かせください。

○勝目和夫観光商工部長 郷土劇場という、これまで運営してきたところは文化環境部の所管でございますけれども、我が観光商工部としては、観光の面から非常に重要な資源だと考えておりまして、ハードは今、国立劇場おきなわもありますけれども、あとは那覇市ぶんかテンプス館とか既存のものもあって、とりあえず我が観光商工部としてはこういうものを、いつ、どこで、どう、どなたが公演しているかというのを全部情報を発信するような仕組みを、まず当面の策として発信したい、整理をしたいと考えておりまして、行く行くはそういう拠点となる施設、この件は文化環境部と相談していきたいなと考えております。

○高嶺善伸委員 ちなみに、皆さんは観光商工部で琉球の古典とか、舞踊とか、そういう琉球の芸能をやっておられる方は挙手できますか。観光客のほとんどが、自然も大事だけれども、沖縄の食べ物とか、文化に触れたいということで、時間を割いて民謡ショーを見に行ったりとか、いろいろしておられるわけですよ。今、リピーターがどんどんふえていくということになると、さらにそういう付加価値の高いものに対するあこがれとか、そういう満足感を求めて来られるのに、今やるべきことを一つ一つ積み上げていかないと、沖縄県の観光政策の行き詰まりというのがあるような気がするのですよ。それで、文化環境部が建物の管理をするにしても、観光商工部との連携をしっかりとしないと、上物だけの所管課というのは、その運用上出てくる付加価値であるとか、観光客へのニーズや対応というのは、十分に把握していない部分があるのですよ。だから、勢い財政課からもう箱物をつくるなど言われたら、萎縮してつukらない方向で検討する可能性もあるわけですよ。ところが、今はそういった文化財の保持者などは、高齢化もしているが、早く後継者を育てて琉球の芸能というものをしっかり基盤を確立したいという思いがありますので、そういう機が熟しているときに何らかの形でやっていかないといけない。国立劇場おきなわは敷居が高過ぎて、国の施設関連の運用上、私は県立郷土劇場にかわるものではないなという気がするのです。もちろん、建物ではなくソフト事業でカバーしようという企画もこれは大事ですよ。しかし、そういう企画が今陳情として出ている機会に、ぜひ教育庁、それから文化環境部と連携をして、どうしても沖縄にはこういう拠点が必要だと、ソフト面も含めてきちんとした対応をしていきたいと。もし金がなかったら、ポスト第4次沖縄振興計画の大きな目玉にして、国内外から琉球芸能を見に来る人、来てくださいというような呼びかけにしていくと。これには、国の支援も必要だという気持ちでボールを投げることによ

って、私は事業費の確保というのは可能ではないかと思っているのですよ。それに今、ちょうど8月には第3次沖縄振興計画の点検の報告書もまとまりますし、ぜひ皆さんの立場から、こういう琉球芸能、文化力をどうするかということについては、自信を持って提案をしていくという姿勢をとってほしいと思うのですけれども、その辺について観光商工部長はどうですか。

○勝目 和夫 観光商工部長 一応、我が観光商工部の去年からの動きとしては、知事からの意向もありますけれども、文化とかスポーツ、こういったものもすべて産業に結びつくということで、新たにコンテンツ産業の振興というようなことを、今、推進しておりますので、今おっしゃるような取り組みは、これからもどんどん強化していきたいと考えております。

○高嶺 善伸 委員 例えば、沖縄の空手なのですけれども、去年の世界大会のときに感じたのは、世界中の人たちがこの本場沖縄にぜひ行きたいという希望を持っていて、これは大きな求心力だなと。ただ、県の職員には余り空手をする人がいないのではないのかなと。こういうニーズがあって、例えば空手をやっておられる方々からは自分たちの空手も国の重要文化財にしてほしいとか、人間国宝にしてほしいとかいろいろ希望があるわけですよ。そういった拠点をつくろうというときにでも、これはいろいろな産業にもつながるのではないかということもあって、例えば知事は県議会と連携をとって、空手やその他武道館のようなものをつくろうではないかという考えを持っているのですけれども、いざとなると職員がこういう箱物をつくるなどか、後々のランニングコストの問題ということで、知事の考え方を萎縮させるのですよ。だから、何でも職員のほうが逆に沖縄観光、沖縄文化力の発信のためにこういうのが必要だということをどんどん出していくような姿勢を持たないと、何もできなくなる。その結果、沖縄にはカジノが必要であるというような短絡的な発想にいくのが怖い。もっと沖縄には競争力のある文化というものがありますので、こういうのもぜひ観光商工部がイニシアチブをとって、関係部局に声をかけながら、ポスト第4次沖縄振興計画の新しい取り組みに、それはさすがだなというものをアウトしてほしい。これは要望して終わります。

○比嘉 京子 委員長 ほかに質疑はありませんか。
新垣安弘委員。

○新垣 安弘 委員 カジノの件でお伺いします。カジノ・エンターテインメント検

討委員会というのは、現在はもう解散しているのですか、まだあるのですか。

○下地芳郎観光企画課長 現在は開催しておりません。委員会としては今はありません。

○新垣安弘委員 この検討委員会の報告書というのは、議員には配られたことはありますか、私はちょっと記憶にないのですが。

○下地芳郎観光企画課長 平成19年度、平成20年度の調査結果につきましては、冊子にして各関係方面にお配りしております。

○新垣安弘委員 休憩をお願いします。

○比嘉京子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、新垣委員から配付資料に関する確認があった。)

○比嘉京子委員長 再開いたします。
新垣安弘委員。

○新垣安弘委員 これよりももう少しまとまった報告書というものはないのですか。

○下地芳郎観光企画課長 カジノ・エンターテイメント検討委員会を通じての報告書というものがございます。

○新垣安弘委員 できればこれをいただけますか。

○下地芳郎観光企画課長 はい、わかりました。

○新垣安弘委員 あと、県はカジノに関しては前向きに進めていると思うのですよ。これは最近のというか、例えばこのカジノの問題で、国政における法改正に向けての動きだとか、あるいは超党派の議員連盟の動きだとか、そこは恐らく県も関心を持って見ていると思うのです。かつ、個別に、知事と関係大臣との間でこの問題の話が行われているかもしれませんし、あと国民新党の方針

の中に、沖縄をとすることを指定した上でのカジノということも、国民新党の政策か何かにあったと思うのです。そこら辺の一連の、このカジノをめぐる国政、あるいは県もかかわる動きのようなものをまとめて出していただきたいのですが、それは可能でしょうか。

○下地芳郎観光企画課長 今年度に入ってから、国会議員の超党派で組織する国際観光産業振興議員連盟というものが発足しております。この中で、超党派でカジノエンターテインメントの議論を数回行っております。この結果につきましては、それぞれの会ごとの要約というものがありますので、それについてもまた提供していきたいと思えます。

○新垣安弘委員 では、そこら辺の関連の資料の提供をよろしくお願いします。

○下地芳郎観光企画課長 わかりました。超党派の中での議論が今されておりますし、その中でも、また国土交通省に対しても、このあたりについての取り組みをするようにという話もありますけれども、現時点では、議員連盟での取り組みが中心ですので、それを中心とした資料を提供したいと思えます。

○比嘉京子委員長 ほかに質疑はありませんか。

金城勉委員。

○金城勉委員 エンターテインメントというのはカジノだけではないでしょうから。ことし3月に行われた沖縄国際アジア音楽祭の件について、その実施した成果、あるいは次への計画等について御説明いただけますか。

○勝目と夫観光商工部長 休憩をお願いします。

○比嘉京子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、説明員から沖縄国際アジア音楽祭の所管は文化環境部である旨の説明があった。)

○比嘉京子委員長 再開いたします。

勝目と夫観光商工部長。

○勝目和夫観光商工部長 来年も同じような規模でやるというような状況になっております。

○比嘉京子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○比嘉京子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、観光商工部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、説明員等入れかえ)

○比嘉京子委員長 再開いたします。

次に、土木建築部関係の陳情平成21年第75号の審査を行います。

ただいまの陳情について、土木建築部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

仲田文昭土木建築部長。

○仲田文昭土木建築部長 陳情案件につきまして、お手元に配付してありますが、継続の陳情案件のみとなっており、処理概要に変更がありませんので、説明は割愛させていただきます。

○比嘉京子委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、重複することがないように簡潔をお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○比嘉京子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、土木建築部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

次に、本委員会付議事件観光の振興及び新石垣空港の建設促進並びにこれらに関連する諸問題の調査及び対策の樹立に係る新石垣空港整備事業の進捗状況について審査を行います。

ただいまの付議事件について、土木建築部長の説明を求めます。

仲田文昭土木建築部長。

○仲田文昭土木建築部長 前回、3月23日の観光振興・新石垣空港建設促進特別委員会以降の新石垣空港整備事業の進捗状況について御説明いたします。

用地の取得状況については、平成22年6月末現在で事業全体面積約204ヘクタールに対して取得面積で約203.9ヘクタール、取得率は99.9%となっております。残り0.1%の未取得用地は783名の共有地権者が保有する土地であり、土地収用法に基づく公開審理が平成22年2月10日に行われ、去る6月17日に県収用委員会により収用裁決及び明け渡し裁決が行われております。この裁決を受け、県としては、共有地権者へ補償金の支払い手続を進め、平成22年12月には全用地を取得する予定であります。

空港本体工事については、平成21年度末の土工量ベースで約84%の進捗となっており、平成22年度には用地造成工事は概成する見込みであります。今後とも、赤土流出防止対策等自然環境に十分配慮しながら、滑走路舗装工事、照明工事、建築工事等を実施し、平成25年3月の供用開始に向けて鋭意整備を進めていく所存であります。

また、新石垣空港ターミナルビルについては、現在、石垣空港ターミナルビル株式会社において、基本設計及び実施設計業務を進めており、去る6月に基本設計が終了したところであります。今後のスケジュールとしては、平成22年10月までに実施設計を完了し、平成23年度から建設工事に着手して、平成24年9月末に完成する予定となっております。

以上で、新石垣空港整備事業の進捗状況についての説明を終わります。

次に、新石垣空港の整備状況等について、新石垣空港課長より補足説明させます。

○神村美州新石垣空港課長 それでは、前方のスクリーンを用いて補足説明をします。

これが、平成21年12月時点の真上から見た航空写真です。全体的な進捗状況はこの写真を用いて説明します。国道390号がこの部分です。もともとの国道はこれで、これが平成21年の9月に切りかえが終わって、もう供用しております。平成19年度からは本格的な造成工事が始まっていまして、平成21年度予算

でこの黄色い部分、この部分が終わっていると。そして、平成22年度で大体全体が、造成工事が概成するとなります。滑走路、誘導路については、平成20年度から緑色部分のもの、滑走路盤工事を行っております。今年度で滑走路盤工事をほぼ終わらせます。次年度からは、その上のアスファルト舗装工事に着手する予定です。エプロンについては、青色部分のコンクリート層を現在実施しております。今年度でこの部分が終わります、完成する予定となっております。

次に、部分的な進捗状況を説明します。これがカラ岳側から撮影した、去年12月の写真でございます。この部分をちょっとアップしますと、12月段階で切り土は上から5段目までを切っている状況でした。現在の状況ですが、航空写真ではございませんが、8段全部切り土が大体完了している状態で、あとはのり面の緑化を残すのみとなっております。

次に、同じ北側からの写真で、この赤枠部分を拡大したものがこの写真になります。空洞対策工事—この部分がまだ施工中となっております。これは平成22年6月の状況で、盛り土工事が進んでいる状況となっております。この部分、ちょっと内側に入った部分ですが、今の赤枠で囲った部分、空洞対策工事が3月までに完成しております。この部分の上に、今年度盛り土を行う予定があります。この部分は大体飛行場の中心に近い部分、右側の端のほうが評点と呼ばれている真ん中部分ですが、それが白っぽく見える滑走路と、上側に誘導路という部分が見えます。白っぽい部分は滑走路盤が完了した部分です。エプロン部分の状況ですが、ことし6月の状況です。緑色で囲った部分の施工が新たに完了した箇所になります。本年度施工で赤色部分が完了すると、エプロン部分は完成となります。

次に、滑走路の南側の状況です。造成工事は大体完了しております。完了した部分から、滑走路、誘導路の舗装、白っぽく見えるのが滑走路盤を敷いている状況です。進入灯橋梁が赤色のところからさらに伸びますけれども、その詳細な状況ですが、これはもうちょっと先端のほうなのですが、橋梁部がほぼ完成している状況です。

次に、用地関係で、共有地権者が保有する土地に関するスケジュールをちょっと御説明します。今、共有地権者が所有しているものを赤色で表示しております。これは0.1%の面積で、その部分でやっています。

次に、今後のスケジュールです。平成20年8月27日に事業認定告示を受けております。平成21年3月17日に県収用委員会へ裁決申請、明け渡し採決申立を行い、今年度の6月17日に権利取得裁決及び明け渡し裁決が行われたところがあります。今後、平成22年12月中旬までに補償金の支払いを行って土地を取得

し、同じく12月中旬から用地造成工事、来年度の4月から舗装工事などを行って、平成24年10月の完成検査を経て、平成25年3月の供用開始に向けて事業を推進していきたいと考えております。

以上で、補足説明を終わらせていただきます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○比嘉京子委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、新石垣空港整備事業の進捗状況について質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

高嶺善伸委員。

○高嶺善伸委員 工事も順調にいつているようだし、また周辺環境を見ても、工事による環境への負荷など影響がないような印象を受けて、大変順調な工事経過ではないかなと思っております。

御苦労さまです。3点ほど聞きますけれども、土工量ですが、今進捗で84%と言っていましたけれども、当初、評点を中心に切り土、盛り土、プラス・マイナス・ゼロになるような計算でスタートしたのですが、これから完了までの見通しも含めて、土工量についての過不足状況はどういう形になっていますか。

○神村美州新石垣空港課長 現在、計算を進めておりますが、ほぼ切り土、盛り土、バランスがとれるという状況になりそうだとの報告を受けております。

○高嶺善伸委員 それから、エプロンのコンクリート工事が来年という話ですが、実はターミナルビル建設工事でも来年からやるわけですが、エプロンのコンクリート工事とターミナルビル建設工事の兼ね合いというものはどうなりますか。

○神村美州新石垣空港課長 エプロンについては、平成22年度で完了する予定です。ターミナルビルについては、来年度から工事を予定していると。ただ、ターミナルビル以外にC A Bといいますか、管制塔がつく国の庁舎、うちの消防車庫と平成23年度から建築工事が平行して行われる予定になっております。

○高嶺善伸委員 来年発注になるターミナルビル建設工事ですけれども、以前

の説明で66億円ぐらいの総事業費だということで、これは結果的には石垣空港ターミナルビル株式会社の発注になりますので、県というのはターミナルビル建設工事の発注に関しては、どのようなかわりを持つことになりますか。というのは、発注の形式、受注の機会というものについて、行政に対しては陳情が出ているのですが、できるだけ地元受注に配慮してもらいたいというのは行政に来ているわけですが、そういう意味ではこの石垣空港ターミナルビル株式会社に対する県の指導力とか、発言力とか、そういう発注に対する関与も含めてどんな状態ですか。

○栄野川盛信新石垣空港統括監 昨年2月に石垣空港ターミナル株式会社が設立されておりまして、現在、設計を進めているところであります。ことしの9月ごろまでに実施設計を完了しまして、工事の発注の準備に入っていくのですが、工事についても、石垣空港ターミナルビル株式会社が発注することになります。県の関与の仕方としましては、第三セクター方式ではありますけれども、会社の自主性とか、主体性を尊重するということから、県のほうからは、地元からの要請等については地元優先発注を、あるいは分離分割発注の要望を申し入れるということになります。

○高嶺善伸委員 この第三セクターの発注ですので、WTOの適応事業としては、発注というのはどういう影響になりますか。

○栄野川盛信新石垣空港統括監 WTOは、公共事業の場合は26億円以上の工事から対象になるのですが、一応、民間工事ということでWTOの対象にはならないと考えております。

○高嶺善伸委員 そうすると、この一般競争入札ではなく、発注者によってはそういう地元の受注機会を最大限に配慮できるという意味では、純然たる公共工事よりも配慮ができると考えてよろしいですか。

○栄野川盛信新石垣空港統括監 地元の新聞にもございましたように、会社の方針としましては、現在、設計を進めている段階でありますので、これについても実施設計を進めながら、発注方法については、しかるべき時期までに検討していくと聞いております。

○比嘉京子委員長 ほかに質疑はありませんか。

玉城ノブ子委員。

○玉城ノブ子委員 一、二点だけお伺いします。以前、質疑したことの関連もあるのですけれども、前に、新石垣空港関係の委員会の議事録の公開を早目にやってほしいということの県民の皆さんからの要望があるのですけれども。これについて、2009年7月6日に第5回新石垣空港小型コウモリ類検討委員会、2009年7月27日には新石垣空港工法モニタリング委員会、2009年8月25日には新石垣空港事後調査委員会というものが開かれていますのですけれども、この情報公開というのですか、議事録の作成はまだなされていないのですか。

○神村美州新石垣空港課長 議事録の公表については、次回の委員会で委員の方に確認をとって公表することとしておりますので、新石垣空港小型コウモリ類委員会は終わりましたので随時公表すると。それで新石垣空港工法モニタリング委員会がこれから、新石垣空港事後調査委員会もこれからです。委員会でやった資料については、随時公開していると。議事録については、委員会の委員の方の確認をとってということで、1年ずれているのですが、その方向で今掲載させてもらっているという状況です。

○玉城ノブ子委員 そうすると、議事録の公開はいつごろからできるということになるのでしょうか。

○神村美州新石垣空港課長 去年度の委員会については、今年度の委員会が終わって、確認し次第、公開していくと考えております。

○玉城ノブ子委員 では、これはできるだけ早目に議事録の公開をしていただきたいという県民からの強い要望がありますので、それはそれでやっぱり新石垣空港の環境や安全性にかかわる問題なので、それはそうやって、ぜひ早目に公開できるようにしていただきたいということで。あと1点なのですけれども、前にも質疑いたしましたけれども、空洞上にアーチをかけた試験をしたが危険は確認されなかったという答弁があったのですけれども、この調査の結果というのは報告書としてまとめているのでしょうか。

○栄野川盛信新石垣空港統括監 これは昨年度の調査でありまして、一応報告書としてまとめられております。

○玉城ノブ子委員 その報告書は提出していただけるのでしょうか。

○栄野川盛信新石垣空港統括監 新石垣空港につきましては、公文書開示請求等で請求があれば開示はしていきたいと考えております。

○比嘉京子委員長 ほかに質疑はありませんか。
辻野ヒロ子委員。

○辻野ヒロ子委員 先ほどの説明の中で、ターミナルビルも6月には基本設計が完了したとのことですけれども、これはまだ公表できる段階ではないでしょうか。

○栄野川盛信新石垣空港統括監 6月までに基本設計を完了しまして、これにつきましては、7月16日に地元の商工会でパンフレットとかを配布して、マスコミ等に公開をするということは会社のほうから聞いております。

○辻野ヒロ子委員 ありがとうございます。それと、先ほどの説明の中ではなかったのですけれども、2万年前の人骨の場所とか、やはりそれは進捗の中で気になるところなのですよ。これからどういう形でその部分はなされていくのかというのをちょっと説明いただけますか。

○神村美州新石垣空港課長 人骨などが発見されたC1洞窟について、スクリーンを用いて補足説明をさせていただきます。これが大体、空港全体の切り土区域と盛り土の区域になっております。切り土の区域の中に長いラインがありますけれども、この部分がE洞窟で、この部分がC洞窟、これはもうちょっと細かいのが後で出てきます。これがC洞窟で、この部分が浸透ゾーンで、人骨の発見場所はこの部分という状況になります。ここの区域にはA洞窟、A1洞窟、これがE洞窟、それとC洞窟、工事中に発見されたC1洞窟、隣にB洞窟というのがあって、掘削工事中に発見されたC1洞窟の中で人骨が発見されたという状況になっております。

次に、これが断面図になっております。このラインが切り土のライン、この部分がC洞窟、この部分がC1洞窟、この部分が掘削中に口が開いて見つかった洞窟です。この部分で人骨が発見されたという状況です。これを掘削してしまうと、こういう状況になると。このあたりで人骨が発見されたので、試掘調査をして記録保存にして切り取っていくということで、現在、文化課と調査を

進めているという状況です。

次に、完成型としては、現在の洞窟には水の通る部分がありますので、ボックスカルバートでC洞窟につながると。この部分が浸透ゾーンで、空港本体、C洞窟、これから連続してE洞窟までつながっていくという格好になります。

次に、今後のスケジュールとしては、平成21年9月から人骨の年代分析とか、試掘調査を行って、現在その取りまとめを行っている。平成22年度については、4月から調査準備を行って、夏ごろから数カ月程度の現地調査が予定されております。その後、文化財調査の資料の取りまとめが平成23年度まで行うことになっております。文化財調査時点での掘削工事及びボックスカルバート設置工事については文化財調査の現地調査後に行う予定で、当該工事については、平成22年度中に完了する計画で今のところやっております。このスケジュールで示しているとおり、文化財調査が新石垣空港の平成25年3月供用開始に与える影響は、現在のところないものと考えております。

○辻野ヒロ子委員 今の説明でよくわかりました。やはり、貴重なものですので、その保存とかそういう問題も出てくるのかなというのも気になるのですが、進捗状況の影響はないという新石垣空港課長の説明ですので、それを見守りながら差し支えがないように、またこちらも研究者たちとの協力体制もしっかりやっていただきたいと思っております。それから、99.9%の用地取得も本当にお疲れさまです。土地収用のあれで、ことしの12月までには終了予定ということなのですが、昨年の12月から比べるとかなり人数がふえています。前は、たしか718名ぐらいだったと思うのですが、785名ということですが、そのあたりはきちっとできるという確約は大丈夫なのでしょうか。

○栄野川盛信新石垣空港統括監 これまで、共有地権者の数は718名ということで御説明を申し上げておりましたけれども、かなりの数の相続が発生しております。それで785名までふえております。先ほど土木建築部長からも説明がありましたように、現在、収用の手続を進めておりました、収用委員会のほうから権利取得裁決と明け渡し裁決ということで、その裁決が出ましたので、これにつきましては2筆あるのですが、多くの共有地権者が保有している土地については12月15日が明け渡し期限になっておりました、それまでに補償金の支払いを終えて、そうしますと権利の取得ができます。その後、登記を完了して、この土地については事業地になるということでありまして、法的な手続上は一応ほぼ完了となっております。

○辻野ヒロ子委員 ぜひ、頑張ってください。

○比嘉京子委員長 ほかに質疑はありませんか。
座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 用地取得がらみで、これは非常に重要な場所で、用地がもめると大変だなという思いで、ちょっと素人の考えで伺いますが、もし裁判が出ていてのだけれども、地主の中で受け取りの拒否—現金の受け取りの拒否が生じた場合、そういう最悪の場合のけりのつけ方はどうするのでしょうか。

○栄野川盛信新石垣空港統括監 共有地権者の方々の大多数が本土在住でありまして、その補償金の支払いについては、郵送—現金書留等で支払う予定にしております。最初に払い落としの通知をしまして、その受け取りの拒否があった場合に、再度—2回その通知をする予定にしております。それでもなお拒否をされますと、そのときは法務局のほうに供託という形で支払いをしまして、それで支払いの完了ということになります。それが先ほど申しました12月15日までに完了する予定にしております。

○座喜味一幸委員 今後は、この異議申し立ての手法というか、法律上のそういう争う項目というのは出てきますか。

○栄野川盛信新石垣空港統括監 収用幫助は、一応その補償金についての不服と申しますか、その争いはあると思います。もう一点は、これまでもいろいろな行政手続の中でいろいろな行政処分が行われますと、それに対する取り消し訴訟というのが行われておまして、場合によっては、裁判の取り消しを提訴される可能性があります。

○座喜味一幸委員 それで工事に支障が出るということはある得ますか。

○栄野川盛信新石垣空港統括監 行政事件につきましては、執行停止の原則というものがございまして、裁判所のほうからその停止を求められない限りは、事業のそういった中断はないと考えております。

○座喜味一幸委員 いずれにしても、こういう問題は大変難しいので、御苦労されていると思いますので、何もなしにしっかりと事業が進められるよう

に期待申し上げます。もう一点は、この空港ができてからの維持管理関係で、結構面倒くさい項目がいっぱいあるのかなと思っておりますが、一つはこの人骨が見つかったことによる人工のドリーネ対策等々やられていますけれども、そういう構造物の管理というのは、今後どのような形で管理をしていくのでしょうか。

○栄野川盛信新石垣空港統括監 人骨が見つかった洞窟につきましては、先ほど新石垣空港課長のほうからパワーポイントで説明がございましたように、現在の計画では、その部分についてはすべて掘削して、その箇所はなくなります。それで浸透ゾーンという形で整備をしていくのですけれども、そういう観点からは管理というか、それは発生しない—通常の管理になろうかと思えます。

○座喜味一幸委員 ここは少なくとも大雨等については、水量の増減等々もあるし、そういう部分も生じてきそうなのだけれども、本当にそのままの状態、管理そのものはまったく要らない状態になっていくのかどうか、ちょっと気になるのですが、どうでしょうか。

○栄野川盛信新石垣空港統括監 新石垣空港の治水関係の計画としましては、先ほどありました浸透ゾーンというところに、空港に降った雨を導いて、そこから浸透させる計画となっております、その治水計画の確率降雨年としては50年の雨に耐えられるような計画となっております。

○座喜味一幸委員 最終的には、この空港周辺の排水系統を変えてあるのでしょうか、この周辺については、この一番大きな浸透ゾーンで全部集めて浸透という形になりますか。

○栄野川盛信新石垣空港統括監 浸透ゾーンにつきましては、1、2、3の3カ所の浸透ゾーンということで、下流側—海に近い低い箇所に2カ所、それと先ほど人骨が見つかった箇所に1カ所設けております。あと、その空港区域外に降った雨については場外排水溝ということで、ちょうど空港を横断するような形で横断排水溝が設置されておまして、それで一応処理をするという形になっております。

○座喜味一幸委員 わかりました。もう一点、この進入関係で、カラ岳は一応切っていますが、ここの取り扱いは、要するに空港の1施設とみなすのか、

もう買収して、切り土材は盛り土に使っていると思うのですが、ここは将来、管理はどうなるのでしょうか。

○**栄野川盛信新石垣空港統括監** カラ岳につきましては、障害切り土一要するに、航空機の安全に支障がないようにということで切りまして、切った土は空港の盛り土として利用しているのですけれども、その用地につきましては、空港事業の中で買収をしております。したがって、空港の管理地という形になろうかと思えます。

○**座喜味一幸委員** これは、地元で使えるような形での土地利用まで考えるのか、それともここにはもう立入禁止なのか、もうこれは県の財産になるわけですか。

○**栄野川盛信新石垣空港統括監** 飛行機が安全に運航できるようにということで、その空域を確保する必要がありまして、その空域から、例えば物件とかがでないような形で制限表面というのが設けられておりまして、その下については、県が取得した土地については、一般の利用はできないと考えております。

○**座喜味一幸委員** 大分きめ細やかに検討して、一度見せてもらったけれども、非常に環境にも配慮されて、結構お金がかかっているなという思いもありますが、しっかりとした工事を進められているなと思えます。頑張ってください。

○**比嘉京子委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**比嘉京子委員長** 質疑なしと認めます。

以上で、新石垣空港整備事業の進捗状況について質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、説明員等退席)

○**比嘉京子委員長** 再開いたします。

陳情等の質疑についてはすべて終結し、採決を残すのみとなっております。
陳情等の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたし

ます。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議。)

○比嘉京子委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○比嘉京子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情4件とお手元に配付してあります付議事件を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○比嘉京子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

先ほど議決しました陳情に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○比嘉京子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本日予定していた陳情等の処理はすべて終了いたしました。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 比 嘉 京 子